



## 「仕事と育児の両立支援等のさらなる推進について」 9月8日開催

申6号

### に関する申し入れ 団体交渉を行う！②

3. 管理手当の見直しについて、扶養手当の見直しとの均衡を図る目的ともあることから、増額による役割等の拡大をしないこと。

組合の主張

- 様々な施策の実施により、担う業務の幅や質が高まっている。管理手当等を増額したからと言って、役割等が拡大されると負担過多となる。
- 主務職の役割は「人材育成をはじめ、安全や技術継承などの職場の重要な課題の解決などを担う」であり、これまで同様に「管理業務は行わない」こと。
- 管理者の責任がより重みを増している中、役割等の拡大は行うべきではない。

- ◆ 管理者等の処遇改善や扶養手当との均衡を図ることを目的としている。職責等も勘案し提案している。
- ◆ 働き方が変化していくことはあるが、主務職や技術専任職の基本的な役割が変わるものではない。
- ◆ 業務の平準化、労働時間管理の厳正について今後も行っていく。

会社の主張

**主務職や技術専任職の役割が変わるものではないことを確認！**

**組合員・社員の安全と健康が確保できる労働環境にしていくことを確認！**

6. 統括センター化に伴い、勤務地が変わらない担務変更等においても、単身赴任での入寮希望があった場合は年齢に関係なく入寮を認めること。

申2号説明交渉時の会社回答から修正回答！

☆会津若松運輸区からあいづ統括センターへ発令行為による別居手当の議論☆  
運輸区等から統括センターへ発令が出た時点で、箇所や担務の変更がなくても別居手当の支給対象となる。

**統括センターへの発令行為により、担務変更等がなくても別居手当の支給対象であることを確認！**

入寮の要件を満たし、運輸区等から統括センターへの発令行為を受けた組合員・社員は本人の希望に基づき寮に入れるべきだ。

多大の時間を費やして通勤している組合員がいる。

運輸区から統括センターへの発令は転勤にあたるので、勤務地が変わらなくても、入寮の基準を満たしているため、入寮することが出来る。

会社の主張

**運輸区等から統括センターへの発令は転勤にあたるため、**

**入寮要件を満たせば、本人の希望に基づき入寮できることを確認！**

組織の再編などでの苦勞を踏まえ管理者等へスポットを当てるのは必要である。一方で一般職は、要員不足の中で安全第一の職場をめざし様々な多能化に向き合ってきている。ここにもスポットを当てていかないと不満が積みあがるだけだ。施策が進む一方で制度が後追いになっているとの問題意識がある。その結果、追給や戻入も発生している現実だ。日々の職場での運用についてもJR東労組として検証していく。

安心して生活できる環境と働きやすい環境をつくり出そう！